

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び  
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の  
医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚  
生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則  
並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の  
一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第6に第4部として次のように加える。

品	第4部 内	追 用	補 薬	(3)	規 格	単 位
(あ)						
	アカルボースOD錠50mg「マイラン」					50mg 1錠
	アカルボースOD錠100mg「マイラン」					100mg 1錠

薬担規則及び薬担規則並びに薬担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

アカルボース錠50mg「マイラン」

50mg 1 錠

アカルボース錠100mg「マイラン」

100mg 1 錠

(よ)

㊦ ヨウ化カリウム「ヨシダ」

1 g